

第22号の2様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

<p>1 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」</p>	<p>第20号様式の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の金額の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>2 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」</p>	<p>第20号様式の申告書に添付する場合には下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（14））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6（16））の14又は28の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（20））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（22））の19の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（23））の18の欄の金額</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>

	<p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 第 1 項若しくは第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (24)）の 39 の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (25)）の 10 の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (31)）の 32 の欄又は法人税の明細書（別表 6 (28)）の 22 の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (32)）の 20 の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項から第 6 項まで又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (33)）の 35 の欄の金額</p>	
<p>3 「還付法人税額等の控除額③」</p>	<p>第 20 号様式の申告書に添付する場合に、第 20 号様式別表 2 の 5 の④の「計」の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>4 「退職年金等積立金に係る法人税額④」</p>	<p>第 20 号様式又は第 20 号の 2 様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表 20）の 12 の欄の金額を記載します。</p>	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>5 「差引計⑤」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第 20 号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 通算法人、通算法人であった法人（第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）以外の法人①+②-③+④の金額</p>	

	<p>(ロ) 通算法人及び通算法人であった法人（第 20 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。） 第 20 号様式別表 1 の⑭の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人（第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。） 第 20 号様式別表 1 の 3 の⑦の欄の金額</p> <p>(ニ) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人 第 20 号様式別表 1 の 2 の④の欄の金額</p> <p>(2) 第 20 号の 2 様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
<p>6 「事務所又は事業所」</p>	<p>同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。</p>	
<p>7 「分割基準及び分割課税標準額」</p>	<p>(1) 「従業員数」の欄は、同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付して記載します。 この場合における従業員数とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業員の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業員の数（その数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。）をいいます。</p> <p>(イ) 算定期間の中で新設された事務所等 $\frac{\text{算定期間の末日現在の従業員数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$</p> <p>(ロ) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業員数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$</p> <p>(ハ) 算定期間の各月の末日現在の従業員数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$</p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「分割課税標準額」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ⑤の欄の金額を「合計」の欄の従業員の数で除して 1 人当たりの分割課税標準額を算出し、当該 1 人当たりの分割課税標準額に「従業員数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、従業員 1 人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業員数のけた数に 1 を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。</p> <p>(ロ) この金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	